

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年6月9日(木)午後3時00分

場所 熊本市中央区二の丸1番1号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

1番 谷口 憲治                  22番 西富 大二郎

午後3時00分 開会

事務局                  それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

                                本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、22名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会は成立しております。

                                それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長                  本日は皆様、ご多用の中、農業委員会総会にご出席いただき誠にありがとうございます。皆様におかれましては田植の時期でもあり、大変お忙しいことと思います。これから梅雨に入り暑さも本格的になってくると思われます。体調管理にはくれぐれもお気をつけてください。

                                それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和3年度の事業報告と令和4年度の事業計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局                    ありがとうございました。  
                              総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。  
                              それでは会長、よろしく願いいたします。

議     長                それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、6番の田中敏郎委員と7番の林田智博委員を、書記に事務局の水  
上稔夫主任主事を指名いたします。よろしく願いします。

                              本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第9号議案、令和4年度事業計画（案）についてまでの9件です。

                              初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請19件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

                              それでは1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

                              17番、眞鍋です。

                              1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

                              1番は、後継者への贈与のための所有権移転の申請です。申請地には麦を作付されるとのことです。

                              以上、1件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いします。

議     長                ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一     同                異議なし。

議     長                異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗を栽培されている農家で、申請地には栗を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗を作付されている農家で、申請地には栗を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを作付されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

6番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長           ただいま2番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして7番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長           ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
次、8番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

8番、9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはハウレンソウを作付される計画です。

9番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま8番、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
次は10番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

10番と11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び施設野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

11番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま10番、11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご質疑ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は12番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、野菜を栽培されており、許可後は水稻、麦を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は13番。

#### 19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

13番、14番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻とカライモなど露地野菜を栽培される専業農家で、許可後はカライモを作付される計画です。

14番も経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と

スイカ、メロンなど施設野菜を栽培される専業農家で、申請地につきましては、許可後、施設野菜の苗床として利用されるということです。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、ともに農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして15番。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

15番から19番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番から17番は関連でございまして、新規就農のための賃借権設定の申請であります。借受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人はこれまで実家の農業を手伝っていたということでありまして、本格的に農業を始めるために当たり、昨年7月から今月末までJA鹿本の地域担い手育成センターで1年間の研修を受けたということでありまして、許可後におきましては、アスパラガス、スイカを作付される計画で、従事者が本人だけとなりますが、忙しい時期には専業農家である父親に手伝っていただけるということでありました。そのようなことで、地区委員会といたしましては、特に問題はないものと判断しております。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人はスイカ、デコポン等を栽培される専業農家で、許可後申請地には、デコポンを作付される予定であります。

19番は、所有権移転し子へ贈与される申請であります。譲受人は会社に勤める傍ら、農業に従事されており、許可後におきましては、引き続きブドウを作付けされます。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま15番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは1番。

#### 19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

1番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

1番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地には既に農業用倉庫が建っており、今回の申請にあたっては顛末書が提出されております。申請の経緯につきましては、第3号議案の31番で申請人を貸し人として農家住宅の申請が出ていますが、この申請手続を進める中で、隣接地に立つ農業用倉庫の一部が農地内にあることが判明し、同時に申請されたものです。土地利用状況といたしましては、595㎡のうち、102.91㎡を農業用倉庫の一部として利用されるもので、転用面積は適正な面積と判断いたします。周囲は申請人の宅地と所有農地で、周辺にも農地がありませんので問題はないと思われま

す。先日の地区委員会で現地調査を行い検討いたしました。立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていることを確認し、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請3

4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が特定建築条件付売買予定地として建設するための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。土地利用計画は転用面積906㎡に特定建築条件付売買予定地として4区画を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月25日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査、協議中とのことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番と3番は関連で、個人住宅を建設するための所有権の移転による転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の広がりのある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして、不許可の例外と判断しました。土地の選定に当たっては代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。土地利用計画は転用面積248㎡に個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年8月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査済みとのことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、個人住宅を建設するための所有権の移転による転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されま



した。土地利用計画は転用面積320㎡に個人住宅1棟を建設する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査協議済みとのことです。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

5番は、不動産業を営む法人が建築条件付売買予定地として建設するための所有権の移転による転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。土地利用計画は転用面積2,066㎡に特定建築条件付売買予定地として7区画を建設する予定で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査協議中とのことです。資力信用、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

6番は、農業法人が農業用資材置場として使用するための賃借権の設定による転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては複数の工事について土地の取得の交渉を重ねられましたが、承諾が得られず、申請地から合意を得られないために選定されました。土地利用計画は転用面積2,778㎡に営農事業経営に必要なトラクター11台、作業用トラック7台、従業員駐車場11台の駐車スペース、並びに資材コンテナ置場として使用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和4年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。なお、申請地は一部既に農業用資材置場として使用されており、使用していたことに対して深く反省している旨の始末書が提出されております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま1番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は7番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、不動産業を営む法人が所有権移転による共同住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積935㎡に共同住宅2棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

8番と9番は関連で、所有権移転による事務所兼自動車修理工場への転用許可申請で、農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の一般国道または都道府県道の沿道の区域であって、車両の通行上必要な施設を設置する場合に該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討をされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は総事業面積3,811.82㎡の事業地内の総転用面積3,744㎡に事務所兼自動車修理工場、立体駐車場、自動車展示場を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年4月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いた

しております。

10番は、建築業を営む個人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は申請人が自己の事業に使用する来客用駐車場を設置する計画で、転用面積158㎡に駐車スペース5台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年7月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積251㎡に木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことでした。工事期間は令和5年5月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上、5件、さきの地区委員会で現地調査を行い立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま7番から11番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、8番と9番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして12番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、飲食店を経営する個人が祖父との使用貸借権を設定し、駐車場への転用許可申請です。農地区分は中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積1,147㎡に20台分の駐車スペースを設置される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年9月16日までを予定されております。ただし、申請地は既に工事に着手されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が添付されております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は13番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

13番から24番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、建設業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積1,542㎡に建築条件付売買予定地7区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農

地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積204㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

15番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積451㎡に個人住宅、木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年12月24日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、所有権移転による駐輪場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積5.69㎡に自転車1台分の駐輪場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既にコンクリート舗装され、駐輪場として使用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

17番から19番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転によ

る建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向の著しい区域内で、上下水道管2管の通った沿道の区域、かつ500m以内に複数の医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積958.07㎡に建売住宅、木造2階建て3棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

20番から22番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は20番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地、21番、22番については、市街地化の傾向の著しい区域内で、上下水道管2管の通った沿道の区域、かつ500m以内に複数の医療施設がある第3種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、総事業面積に占める当該第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積203.67㎡に普通車両6台分の貸駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

23番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積455㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

24番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は転用面積456㎡に建売住宅、木造2階建て2棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上、12件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま13番から24番まで、地元委員よりご報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして25番。

#### 14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

25番から27番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

25番から27番は関連で、土木建設業を営む申請人が所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は総転用面積268㎡に業務用の資材置場及び車3台分の自家用、来客用、車両置場として使用

される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年7月31日までを予定されており、許可後速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上、3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま25番から27番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、28番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

28番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

28番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの公共施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は転用面積2,605㎡に建築条件付売買予定地として10区画と新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月25日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査済みとのこと。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま28番について地元委員よりご報告がございましたが、こ



の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、29番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は不動産を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続し設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は申請地に建築条件付売買予定地2区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は令和6年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま29番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、30番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

30番から32番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、コンクリートの製造、販売業を営む法人が所有権移転し、資材置場及び駐車場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、地権者の同意が得られなかったため、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地512㎡をコンクリート製造用の資材置場とコンクリートミキサー車5台分の駐車場などとして利用される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたします。資金計画等に問題はなく、周辺農地への営農への支障もないものと思われまます。工期は許可日から令和4年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地など検討されましたが、既存の住宅の隣接地であり、義理の母が所有する農地でもあることから、申請地を選定されました。土地利用計画は、申請地320㎡と農地以外の土地を合わせた総事業面積464.3㎡に、木造平屋建て住宅1棟を設置される計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。必要書類も揃っており、資金計画、給排水計画にも問題はありませぬ。また、隣接する農地はなく、事業内容から周辺農地への影響を及ぼすこともないと思われまます。工期は許可日から令和5年6月30日まで予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

32番は、土木、建築業を営む法人が賃借権を設定し、仮設事務所及び駐車場へ転用する申請です。なお、今回の申請につきましては、申請地近くの北熊本サービスエリア内の休憩施設建築工事のための仮設現場事務所などとして利用されるもので、借地期間3年の一時転用となっております。農地区分は10ha以上の一団の広がりのある農地の区域内にある第1種農地と判断され、原則許可はできませんが、申請が仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものに該当することから、例外的に認められるものとして判断いたします。土地の選定にあたりましては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適した土地がなく申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地871㎡を砂利敷きし、仮設の現場事務所1棟を建築するほか、工事関係車両15台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金証明など、必要書類も揃っており、排水計画等にも問題はありませぬ。また、周囲の状況から周辺農地への影響

もないと思われます。仮設事務所棟の工事につきましては、許可後、速やかに着手され、今月末には完了予定であること、また、一時転用の期間満了時には、確実に農地へ復旧されることも併せて確認しております。

以上、3件、先日の地区委員におきまして、現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準のいずれの許可基準についても満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま30番から32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。つぎは、33番。

#### 23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

33番、34番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

33番は、太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに日照、広さなど条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は申請地2筆合わせて921㎡に太陽光パネル200枚、発電容量82キロワットを設置される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。事業計画、資金計画などに問題はなく、添付書類として経済産業省の設備認定通知書及び電力会社から系統連携に係る通知書など、必要書類は揃っております。申請地の西側は農地ですが、地権者からの承諾が得られており、問題はないものと思われます。また、排水については、自然地下浸透で処理されますが、処理できない場合は、水路への放流となっているため、排水同意書が添付されております。工期は許可日から令和4年7月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番は、農畜産物の生産、販売を行う法人が使用貸借権を設定し、駐車場に転用する申請です。農地区分は農用区域内の農地ですが、今回の申請に当たり、事前に農業用施設用地への用途区分変更が行われており、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地利用計画は農地1, 438㎡の一部に360㎡を従業員用の駐車場7台分のほか、通路として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画など問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。また、申請地は土地改良区の区域内にありますので、当該農業土地改良区に意見を求めたところ、今回の転用については、差し支えない旨の意見書が提出されています。工期は、許可日から令和4年7月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま33番から34番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号及び第5号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、明細15ページの1番から19ページの13番までの合計13件で、7件が公社からの売渡し、6件が公社による買取りの売買です。面積は13件合わせまして田2万1,892㎡、畑7,056㎡の合計2万8,948㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細19ページの14番から26ページの35番までの合計22件で、契約期間別では6年未満が6件、6年以上10年未満が2件で、10年以上が14件で、面積は22件、合わせまして田7万2319.8㎡、畑1,092㎡の合計7

万3,411.8㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、大豆、施設野菜、果樹です。

次に再設定分です。明細26ページの36番から33ページの48番までの合計13件で、契約期間別では6年未満が8件、6年以上10年未満が1件、10年以上が4件で、面積は13件合わせまして田2万6,311㎡、畑5万7,126㎡の合計8万3,437㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、施設野菜、果樹、飼料作物、花卉です。

続きまして、第5号議案です。34ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細35ページの1番から47ページの20番までで、契約期間別では6年未満が5件、6年以上10年未満が3件、10年以上が12件で、面積は20件合わせまして田の6万6,874㎡、畑4,962㎡の合計7万1,836㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。  
　　続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。  
　　それでは、1番、お願いします。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

1 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税猶予を受けたための適格者証明願です。願出人はトマト、花卉を栽培されている専業農家で、対象農地 3 筆については、願出人自らの農地として適正に管理、耕作を行っていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会におきましては、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。  
　　続きまして、第 7 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願 1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。  
　　それでは 1 番、お願いします。

#### 18 番 田上泰則委員

18 番委員、田上です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予の継続のための必要とする証明の願い出です。願出人は露地野菜を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま

す。

次に、農地法等に関する報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計142件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 続きまして、第8号議案、令和3年度事業報告についてです。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第8号議案、令和3年度事業報告について、ご説明いたします。

まず、1ページでございます。第1、事業総括になります。1の農地等の利用の最適化の推進活動では、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び非農地化判断の適正な実施を行ったところでございます。2の農地法及び農業経営基盤強化促進法関係業務では、法に基づき許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

2ページをお願いいたします。第2、事業概要を記載しております。

2ページから4ページは、総会の開催状況を記載しております。

5ページをお願いいたします。5ページは、地区委員会及び役員会、各専門委員会の開催状況を記載しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは、農地法第3条、4条、5条、許可不要転用及び18条の許可申請や届出について実績を記載しております。

次に、7ページでございますが、7ページから8ページの上段まで、農業経営基盤強化促進事業の実績を記載しております。農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積について、権利等の種別ごとに記載をしております。

また、8ページの(イ)でございますが、農地移動適正化あっせん・譲受け等公社数を、(ウ)は、認定農業者数を各区ごとに記載しております。(4)の中間管理事業といたしまして、担い手の集積を図った実績を記載しているところでございます。(5)は、農業者年金の業務について内容を記載しております。

続きまして、飛びまして、10ページをお願いいたします。10ペ

ージに、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化推進事業でございます。(1)の担い手への農地利用の集積・集約化、(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入の促進、(4)では、平成30年度から取組を始めました非農地化判断の適正な実施を記載しております。また、(5)の違反転用への適正な対応も行ったところでございます。

次に、11ページでございますが、(6)の研修会への参加でございますが、昨年度は農業委員会が実施した研修会や農業会議が主催の研修会への参加を記載しているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。12ページ、3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務といたしまして、田畑売買価格等に関する調査をはじめとして各種調査事業の実施や情報宣伝活動といたしまして、ホームページへの記載や効果的な活用に取り組んだところでございます。また、全国農業新聞の普及啓発も行ったところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページから20ページは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価になります。これは、これまで説明いたしました令和3年度の業務内容を熊本県に報告するための様式で、実績数値等を記載しているものでございます。

13ページの1でございますが、農業委員会の状況といたしましては、本市農業の概要と農業委員会の体制を令和3年4月1日現在で記載しております。

続きまして14ページでございますが、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、令和3年度の目標及び実績を記載しております。

次に、15ページでございますが、3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、令和3年度の目標と実績、目標達成に向けた活動を記載しております。新規参入実績は20経営体で21haとなっております。

次は16ページでございますが、4の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。令和3年度は対象目標36haに対しまして22haの解消が図られております。

17ページの5、違反転用者に対しては、適正な指導など対応を行った旨を記載しております。

第8号議案の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。



議長 　　ただいま、事務局から令和3年度事業報告について説明がありました。これについて、異議はございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第8号議案、令和3年度事業報告については、事務局の報告どおり承認することに決定いたします。

次に、第9号議案、令和4年度事業計画（案）についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　別冊で第9号議案、令和4年度事業計画（案）についてというのがあるかと思えます。こちらをよろしくお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1の事業方針でございますが、今年度の1、農地等の利用の最適化の推進、2、熊本市農地利用最適化推進チームによる活動の推進、3、非農地化判断適正な実施、4、農地法等に基づいた法令業務について適正な処理の4つを基本的な事業方針としたいと考えております。

次に、2ページをお願いいたします。第2、事業概念になります。1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令4でございますが、(1)の会議の開催から、3ページの(9)の証明発行業務まで、昨年度と同様、適正な業務の執行を執り行ってまいります。それから委員の皆様方におかれましては、現地調査及び確認、案件の審議や地元での相談業務など多種多様な業務をお願いすることになりますが、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。2の農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。こちらの業務は、平成28年度より必須業務と位置づけられているものでございます。熊本市農地利用最適化推進チームで組織的に活動を行いまして、担い手の農地利用の集積、集約化を図りますとともに、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び平成30年度から取り組んでおります非農地化判断の適正な実施について、今年度も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、5ページをお願いいたします。5ページの3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務についてでございますが、令和4年度も調査事業及び情報宣伝活動を積極的に執り行ってまいりたいと考えております。

続きまして、6ページから8ページについてでございますが、令和4年度の最適化活動の目標の設定等でございます。記載項目につきましては、熊本県へ提出する報告資料と同じ様式となっております。今回、令和4年度最適化活動の目標の設定等については、これまでと大きく内容が変わっております。順次説明してまいりたいと思います。

まず、6ページ1、農業委員会の状況につきましては、把握している直近の数値を記載しております。後で数字のほうは確認をお願いしたいと思います。

7ページの2、最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標で(1)の農地の集積①の現状及び課題でございますが、管内の農地面積(a)が1万1,000ha、これまでの集積面積(b)が5,961haで、集積率としては54.2%でございます。

②の目標でございますが、農地の集積の目標年度につきましては、熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本指針におきまして、令和11年度までに集積率を80%を目標とするということが示されておりますので、その年度、集積率に合わせる形で記載をしております。また、今年度の新規集積面積でございますが、令和3年度の新規集積面積の実績が約138haでございましたので、今年度目標につきましては実現可能と考えられます100haをまずは目標として考えております。

次に、(2)の遊休農地の解消、①現状及び課題でございますが、現状といたしましては、1号遊休農地につきましては、令和3年度の調査の結果111.61haでございました。このうち草刈り等を行った上に直ちに耕作可能となる農地として緑区分の遊休農地というふうになっておりますので、それが52.83ha、うち黄色区分の遊休農地の面積につきましては、人の背丈以上に生育した雑木があったりとか、またはトラクターのみですぐに耕起できないけれども、重機等併用してするのであれば耕作可能な農地として利用できるというのが黄色区分でございます、それが58.78haでございます。

②の目標は、既存遊休農地の解消、緑区分の遊休農地の解消についてでございます。令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地が52.83haで、解消目標面積は令和3年度の利用状況における緑区分の遊休農地の5分の1を記入することになっておりますので、目標としては10.57haを目標に設定して記載しております。bの黄区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積を記載しております。次に、イの新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度の新規発生した緑区分の遊

休農地の解消を目標面積に記載しているところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの(3)新規参入、①現状及び課題について、これは直近3か年度の新規参入した経営面積と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記載しているところでございます。②の目標について、平成28年度から平成30年度までの過去3年間の利用権移転面積の平均の1割を記載することになっております。それで33.3haとしております。

次に、2の最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてでございますが、1人当たりの活動日数を1か月当たり6日と設定しております。また最適化活動を行う農業委員の人数につきましては、本来24人でございますが、こちらは中立委員の取扱いについては、中立委員の特殊性から一般農業委員等と同じ目標設定というのは難しいために、この記載する人数から除外し、23人というふうにしております。農地利用最適化推進委員の人数については、48人を記載しております。

次の(2)活動強化月間の設定目標につきましては、3回以上を設定することになっておりますので、記載している項目について目標を設定しております。

次の(3)新規参入相談会の参加目標につきましては、熊本市が主催します就農・営農相談会という審査会というのが月2回開催されておりますので、その相談会等に参加していただくことを目標としております。

以上で、令和4年度の最適化活動の目標の設定についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から、令和4年度事業計画(案)について説明がありました。これについて、ご異議ございませんか。  
　　どうぞ。

#### 24番 徳永芳也委員

案についてはこのとおりで、内容としては問題ないと思うんですが、事務局のほうにちょっとお願いなんですけれども、3ページの(3)の(イ)熊本市農業委員会農地利用適正化あっせん基準に基づきというのが記載してありますけれども、恐らく農地の適正化あっせん事業の実施要領に基づいて、市農業委員会で作成した基準ということだと思いますので、このあっせんという文言等々を含めて次回の総会の際にでも提供していただいて、配付していただいてよろしいでしょう

か。お願いします。すみません。

議 長 よろしいですか。

事務局 あっせん基準の見直しにつきましては、昨年度3月ぐらいにちょっとお話をさせていただいて、今改定の基準を見直しているところがございます。来月まで、遅くても県のほうには8月までには提出することになっておりますので、来月中には総会のほうでお示しをして、基準の改定等を含めてご審議したいというふうに考えております。

24番 徳永芳也委員

ありがとうございます。

議 長 よろしく願いいたします。

ほかに何かありませんでしょうか。

12番 網田稔委員

遊休農地の解消のところ、緑区分の遊休農地の面積が52.83haということですが、それを各地区ごとに出してもらいたいんですが。各地区ごとに緑区分はどれくらいの面積で、どの地区にあるかというのが分かるならば後で出してもらえればと思います。

事務局 緑区分につきましては、中東部、西部、河内、芳野ということで、こちら事務局のほうでは整理しておりますので、どんな形でお渡ししたらよろしいでしょうか。

12番 網田稔委員

これは来月でもよいですが。

事務局 それでは地区委員会でお配りするような形でよろしいでしょうか。

12番 網田稔委員

はい。

議 長 ありがとうございます。

ほかに何かありませんでしょうか。

ないようでしたら、「令和4年度の事業計画（案）」と書いてありま

すが「(案)」を消していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案、議事については全て終了いたしました。

次に、次第5の報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

私のほうからは、資料が報告事項と書いてあるタイトルの資料を、説明させていただきます。6つ項目を挙げて7ページまであります。

ページを開いていただいて、まず、1ページ左側、こちらが令和4年度の農業委員会事務局の予算でございます。令和4年度の年間予算は歳入歳出とも3億5,565万円となっております。

主なものとして、まず、上の歳入予算ですが、一番上の農業委員会補助金、こちらは委員さんの報酬や機構集積支援事業など、熊本市の農業委員会が行っている事業に対する熊本県からの補助金でございます。この補助金が2,047万2,000円予定しております。

次に、歳出予算の主なものとして、一番上の人件費、これは事務局職員29名の給料諸手当、退職金などとなっております。こちらは3億299万7,000円です。その下の管理運営費、これは委員さん方の報酬が主なものとなっております。4,743万7,000円を計上しております。

予算についての説明は以上です。

次に、右側の2ページです。こちらは、令和3年度に農用地利用集積計画で報告されました田畑10a当たりの年額賃借料の返金額、最高額、最低額の一覧となっております。

次に、ページ開いていただいて3ページ、こちらは、令和4年6月1日現在の農業委員会の組織図ということで、役員会と農業委員さん、最適化推進委員さんと各地区委員会の組織図として載せております。

次に、右側、4ページ、こちらには農業委員さんの名簿です。

次に、5ページと6ページには、推進委員さんの現在の名簿を掲載しております。

最後に7ページです。こちらは事務局と各分室の担当業務の事務分掌を記載しておりますので、参考にされてください。

以上で、報告事項の説明を終わります。賃借料情報と両委員さんの名簿については市のホームページでも公表をさせていただいております。

説明は以上になります。

議長

ありがとうございます。

次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において決議されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時33分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年6月9日

議長 福原幸一

署名委員 田中敏郎

署名委員 林田智博

書記 水上稔夫